

## 港区（仮称）健康長寿アプリ開発・運営業務委託仕様書(案)

### 1 業務名

港区（仮称）健康長寿アプリ開発・運営業務委託

### 2 目的

高齢者の誰もが気軽に介護予防事業に参加し、生活の中で楽しみながら継続的に取り組んでもらうため、ICT等を活用した介護予防事業の仕組みを導入し、健康寿命の延伸と利用者データの分析等を活用し、より効果的に介護予防を推進することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

### 4 業務内容

(1) モバイルアプリケーションソフトウェア（以下アプリという）の開発  
下記のとおりアプリおよび関連機能の構築を行う。

#### (ア) アプリの製作

概ね60歳以上の高齢者を対象とし、介護予防・フレイル予防事業のための5から7の機能を満たすアプリおよび管理機能を製作すること。なお、契約前に担当者により、承認を得た機能のみを採用とする。また、次年度以降、別途契約による機能改良が可能であること。なお、既存の製品をベースとして構築することも可能とする。

#### (イ) 業務責任者

本仕様を示す全工程（作業）の業務責任者を置くこと。

#### (ウ) 実施計画

受注者は本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施するものとする。ただし、発注者においてこの計画に異議があるときは、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

また、発注者は受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができるものとし、業務の進捗状況および内容確認を行うため、発注者からの要請があれば、受注者は業務打ち合わせを実施すること。

(2) アプリの保守・運用管理・運営

下記の通り保守・運用管理・運営を行う。

(ア) 本業務のコールセンター等を設置し、利用者からの問合せ対応を行う

- こと。
- (イ) 受注者または発注者が利用者からの問合せにより、受注者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合の対応を行うこと。
  - (ウ) 本アプリ利用者の利用開始前後に使い方教室等を行い、利用者がアプリを円滑に開始し、日常的に使用できるように支援を行うこと。なお、説明資料は受注者が準備すること。
  - (エ) OSおよびアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施すること。また、この費用は受注者が負担すること。
  - (オ) 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において対応すること。
- (3) インセンティブの開発・設定・提供および助言
- 受注者は、アプリ利用者に対しポイント付与等のインセンティブの開発・設定・提供について、以下の条件を満たしていること。
- (ア) インセンティブの設定
- 受注者は、本アプリ利用者に対し、ポイント付与等のインセンティブの設定が行えること。
- (イ) インセンティブの開発・設定等に関する助言および提供
- 受注者は、発注者に対して、介護予防事業参加状況等に応じたインセンティブの設定や、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつユーザーにとって継続的に実践する意欲が湧くようなインセンティブの開発、運用方法等について、適切な提案、助言および提供が行えること。
- (4) アプリの周知
- 介護予防事業等無関心層への本アプリの効果的な広報手法等について発注者へ提案を行い、承認を得たものに関し実施できること。
- (5) 本業務の取り組み成果等の分析
- 本業務の利用者の基礎情報・歩数データ等の情報を収集し、個人が特定できないように処理したうえで、傾向や成果および課題等の分析を数値等の指標を用いて行うことができること。

## 5 アプリの条件

- (1) 日本語に対応していること。  
ただし、その他多言語対応が可能であれば装備可能とする。
- (2) Android、iOS のアプリを提供する正規のストアに登録し、利用者が無料でアプリをダウンロードできること。

## 6 利用者機能

アプリは利用者向けに以下の機能を有していること。

- (1) 歩数を測定できる機能。ただし、歩きスマホの防止のため、アプリを起動していない状態でも歩数のカウントが可能など、必要なデータを収集できること。また、位置情報等によって現在地が把握できる機能。  
なお、位置情報機能が承認されていない場合においても、歩数のカウントは可能であること。
- (2) 継続的なウォーキングの実践を促すため、アプリ利用者の歩数等によってインセンティブとなるポイント等が付与できる機能。
- (3) コロナ禍における、新しい生活様式に合致した体制の中で、利用者が感染予防行動をとりながら、楽しく介護予防事業を行えるよう、イベント等の短期企画といった、オリジナルな工夫等を実装できる機能。
- (4) 本業務利用者とその他の利用者との区別が可能である状態で登録できる機能。また、登録に際し、身長、体重、性別、年齢等を登録・管理することができる機能。
- (5) 本業務によるアプリ利用者の利用実態を把握し、分析・集計するための管理機能として、歩数だけでなく、利用者の意識・行動・生活状況等が把握できる機能。なお、項目等の詳細については、別途協議の上決定する。
- (6) 「お知らせ」や「プッシュ通知」等の、発注者からのお知らせや、その他介護予防事業の紹介、利用者が継続して取り組めるように応援メッセージ等を通知する機能。
- (7) 本業務利用者がアプリにアクセスする場合の、ID・パスワード、二要素認証等を用いた、なりすまし防止機能。
- (8) アプリ利用者相互にコミュニケーションがとれる機能。
- (9) 付与されたポイント等により景品等のインセンティブへの申請ができる機能。

## 7 管理者機能

本業務を行うにあたり管理者向けに以下の機能を有していること。

- (1) 管理画面へは、発注者のインターネット環境（LGWAN端末から仮想環境を使用）に接続できるパソコンからアクセスができること。
- (2) 管理画面へログインをするためのアカウントを複数作成できること。
- (3) 管理画面より、発注者が任意で配信するお知らせをプッシュ通知等により配信できること。
- (4) 管理者の作成した情報を管理画面から登録・編集・削除ができること。
- (5) 管理画面で編集できない箇所については、発注者の指示により受注者が

依頼期限までに編集し、登録、通知等を行うこと。

- (6) 管理者画面より不正アクセス防止のため利用者制限ができること。  
できない場合は発注者の指示により受注者が速やかに対応できる体制を構築すること。
- (7) アプリの異常等を管理者画面から確認可能もしくは管理者に異常に関する通知がいくようにすること。できない場合は受注者から発注者に速やかに連絡できる体制を構築すること。

## 8 アプリシステム仕様

アプリのシステム構成はデータセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。以下に概要を示す。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、発注者と協議のうえ設計を行うこと。

- (1) サーバ等システム運用に係る機器は、IS027001 を取得もしくは同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンターおよびサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。
- (2) システム運用時間は、原則 24 時間 365 日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては発注者と受注者が協議の上決定する。
- (3) システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
- (4) サーバダウン等のトラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。
- (5) 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。
- (6) ネットワーク通信は、SSL 適用等を使用すること。

## 9 動作環境

- (1) スマートフォンおよびタブレットに対応し、サポートが継続されている iOS、Android の OS に対応可能なこと。ただし、実際の動作環境に関しては発注者と受注者が協議の上決定する。
- (2) アプリ稼働期間中の OS のマイナーおよびメジャーバージョンアップに対応すること。

## 10 機密保護

- (1) 受注者は、個人情報の処理にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関連法令及び別紙 1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

- (2) 受注者は、提供資料の盗難、毀損、もしくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任において本事務の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、以上の事項に違反して発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (4) 受注者は、業務上収集した利用者等の個人情報を利用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

#### 11 危機管理体制の確保等

- (1) 受注者は、常にサービスの向上と効率性の確保に向けた仕組みを整備するとともに、トラブルの未然防止対策やトラブルが発生したときの危機管理体制を確保すること。
- (2) 万一事故等が発生したときは、直ちに発注者側の担当者に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、その発生原因が受注者側にあるときは、受注者が責任を持って適切に対処し、速やかに「事故報告書」を発注者に提出すること。
- (3) 事故発生時に緊急に対応できる危機管理体制の確保に際し、その連絡先等を発注者に提示すること。

#### 12 仕様変更

- (1) 本件にて構築されるアプリは、仕様の機能を全て満たすものとし、発注者の業務運用変更を前提とした仕様の変更は認めないこととする。
- (2) やむを得ない事情により、仕様の変更を必要とする場合は、予め発注者へ申出の上、承認を得てから行うこと。なお、受注者側の都合により仕様の要件と差異が生じた場合は、仕様の変更内容を明記した文書を提出すること。
- (3) 契約期間中における軽微な仕様変更、機能改善、拡張等には本契約内で必要な対応を全て行うこと。

#### 13 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権およびその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを

含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

- (2) 業務の成果物等に、受注業者が従前から保有する知的財産権(特許、著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受注者に留保されるが、発注者は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受注者は、アプリにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。
- (4) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを発注者に対して保証すること。

なお、アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受注者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と発注者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

#### 14 成果物の提出および帰属について

受注者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、発注者へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上決定するものとする。

- (1) アプリ実装コンテンツ一覧および仕様一覧
- (2) 管理画面運用マニュアル等管理者向け操作説明書
- (3) 実施結果データおよび分析等報告書
- (4) 利用者向け操作説明書
- (5) 打ち合わせ等の議事録および会議資料
- (6) コールセンター資料
- (7) 使い方教室等実施計画書および実施報告書
- (8) その他、アプリ運用に必要な資料

#### 15 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

#### 16 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用および運用は、受注者の責任に

において適切に行うこと。

- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除および期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進および喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

#### 17 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

18 その他

契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と受注者が、協議して決定するものとする。

19 連絡先

港区保健福祉支援部 高齢者支援課 介護予防推進係  
(担当 佐川・藤田・栗田)  
電話 3578-2930 ファクシミリ 3578-2419